

【別紙】

日本入国時の防疫措置について

2020年10月14日

(公社) 国際厚生事業団

現状、入国拒否対象地域に滞在した後、日本に再入国する際には、防疫措置が講じられており、対象者の受入れ機関（施設）において、その実施を確保するために必要な措置をとることが求められます。

以下に外務省及び厚生労働省による案内内容をまとめましたので、受入れ機関（施設）におかれましては、内容をご確認いただき、EPA 候補者・合格者（以下、「候補者等」）の再入国時の手続きにつきご支援いただきますよう、よろしくお願い致します。

【日本入国時の防疫措置の手続きの流れ（外国人レジデンストラックの場合）】

※【 】内は、次ページ以降の説明箇所です。

相手国	出国前
	<input type="checkbox"/> 再入国のための査証の取得 <input type="checkbox"/> 14日間の健康モニタリング【1 (1)】 <input type="checkbox"/> PCR検査証明の取得【1 (2)】 <input type="checkbox"/> 民間医療保険への加入【1 (3)】
日本	入国時
	<input type="checkbox"/> 空港でのPCR検査【2 (1)】 <input type="checkbox"/> PCR検査証明の提出【2 (2)】 <input type="checkbox"/> 質問票の提出【2 (3)】 <input type="checkbox"/> 誓約書の提出【2 (4)】 <input type="checkbox"/> 接触確認アプリの導入等【2 (5)】
	入国後
	<input type="checkbox"/> 14日間の公共交通機関不使用【3 (1)】 <input type="checkbox"/> 14日間の自宅待機【3 (2)】 <input type="checkbox"/> 14日間の健康フォローアップ【3 (3)】 <input type="checkbox"/> 14日間の接触確認アプリの利用【3 (4)】 <input type="checkbox"/> 14日間の位置情報の保存【3 (5)】

(参考：外務省 HP https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

1. 出国前の手続き

(1) 14 日間の健康モニタリング

候補者等は、日本入国前 14 日間の検温を実施してください。発熱（37.5 度以上）や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合は渡航を中止してください。健康モニタリングの結果の事前提出は不要です。候補者等は、日本行の飛行機の機内で配布される「質問票」に健康状況として反映してください。

(2) PCR 検査証明書の取得

候補者等は、対象国・地域からの出国^(注1)前 72 時間以内に、「検査証明」を取得してください。^(注2)

候補者等は、この「検査証明」を、日本入国時、空港の検疫に掲示の上、入国審査の際に提出してください。

(注1) 搭乗予定航空便の出発時刻

(注2) 検査証明の様式は、原則として所定のフォーマットを使用し、現地医療機関に記入及び署名を求めてください。フォーマットは、下記 URL から入手できます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078393.docx>

当該フォーマットに対応する検査機関がない場合には、任意の様式の提出も可としますが、検疫及び入国審査に時間がかかることがありますので御了承ください。なお、任意の様式は、(1) 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）、(2) COVID-19 の検査証明内容（検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）、(3) 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語で記載されたものに限りま。

(3) 民間医療保険への加入

候補者等は、入国時に民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入しているようにしてください。なお、入国時点で日本の公的保険制度（健康保険や国民健康保険など）に加入している場合は、この限りではありません。

2. 入国時の手続き

(1) 空港での PCR 検査（検査費は無料）

候補者等は、日本の空港において、PCR 検査^(注1)を受けて、自宅等^(注2)、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で結果が判明するまで待機してください。結果判明まで 1 日～2 日程度待機いただく状況が続いています。検査結果が陽性の場合、医療機関への入院又は宿泊施設等での療養となります。

(注1) 代替可能な検査方法が確立された場合、その方法で実施される場合もあります。

(注2) 自宅等で結果を待つ場合、症状がないこと、公共交通機関を使用せず移動することが条件となります。

(2) 「検査証明」の提出

候補者等は、搭乗予定航空便の出発時刻前 72 時間以内に発行された「検査証明」を日本の空港の検疫に提示の上、入国審査の際に提出してください。

(3) 「質問票」の提出

入国便の機内において全乗客に配布されますので、記入の上、日本の空港の検疫所に提出してください。

※ 対象者（候補者等）は、日本入国前 14 日間の検温を実施してください。発熱（37.5 度以上）や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合は渡航を中止してください。健康モニタリングの結果の事前提出は不要です。日本行の飛行機の機内で配布される「質問票」に健康状況として反映してください。

(4) 「誓約書（外国人レジデンストラック）」（写し）の提出

候補者等は、再入国のための査証申請時に提示した誓約書の写しを空港の検疫に提出してください。（候補者等は、査証申請受付時、誓約書の写しが返却されたことを必ず確認してください。）

(5) 接触確認アプリの導入等

空港の検疫及び入国審査の際に確認を行いますので、候補者等は、入国時まで以下①～③のアプリケーションを導入・設定しておいてください。

①厚生労働省が指定する接触確認アプリ

入国後 14 日間、同アプリの機能を利用してください。

【アプリ利用方法】 <https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077510.pdf>

②LINE アプリ

LINE アプリの導入・設定については、以下の「3. 入国後の手続き」の「(3) 14 日間の健康フォローアップ」をご参照ください。

③地図アプリ（位置情報を保存可能なもの）

地図アプリの導入・設定については、以下の「3. 入国後の手続き」の「(5) 14 日間の位置情報の保存」をご参照ください。

3. 入国後の手続き

(1) 14 日間の公共交通機関不使用

候補者等の自宅等への移動は、公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を使用しないことが条件となります。受入れ機関（施設）による送迎、候補者等自身で車を手配するなど、事前に移動手段を確保してください。

(2) 14 日間の自宅等待機

候補者等は、入国後 14 日間は、自宅や自身又は受入れ機関（施設）が確保した宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。

(3) 14 日間の健康フォローアップ

候補者等は、受入れ機関（施設）の受入れ責任者に、入国後 14 日間毎日、健康状態を報告してください。報告を受けた責任者は、あらかじめ設定を行った LINE アプリを通じて、対象者の健康状態を報告してください。

なお、候補者等が日本語でのやりとりが可能であり、かつ日本国内の電話番号のスマートフォンをお持ちの場合には、自身で LINE アプリをインストールして報告を行うことも可能です。

【LINE アプリを活用したフォローアップのお願い】

<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077513.pdf>

【フォローアップの流れ】

<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077514.pdf>

(4) 14 日間の接触確認アプリの利用

候補者等は、入国後 14 日間、日本入国時にスマートフォンに導入した厚生労働省が指定する接触確認アプリ機能を利用してください。

(5) 14 日間の位置情報の保存

候補者等は、スマートフォンの地図アプリ等を利用し、入国後 14 日間の位置情報を保存してください。

【参考：設定方法】

iPhone（日本語）<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077516.pdf>

（英語）<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077517.pdf>

Google Maps app（日本語）<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077518.pdf>

（英語）<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077520.pdf>

なお、LINE アプリを通じた健康フォローアップに対して毎日連絡がない場合や、対象者が陽性と判明し保健所の調査にご協力いただく際に接触確認アプリの導入や位置情報の保存が確認できない場合等には、誓約違反とみなされ、誓約違反した受入企業・団体は、関係当局により名称を公表され得るとともに、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本スキームに基づく本邦入国が認められない可能性があります。

4. 参照ウェブサイト

上記「日本入国時の防疫措置について」の詳細につきましては、以下サイトをご参照ください。

外務省ウェブサイト「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

厚生労働省ウェブサイト「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

以上